

令和8年度名古屋市子ども食堂等 運営補助金のお知らせ

子ども食堂や学習支援等は食事や学習機会の提供のみならず、「子どもの居場所」として地域とのつながりを持つ場でもあります。この補助金は、子ども食堂や学習支援等の活動経費を補助することにより、地域で子どもたちを見守り、必要な支援に繋ぐ取組みを促進することを目的とします。

補助内容	①子ども食堂 ②学習支援 ③その他子どもの居場所として資する事業のうち、 ①・②のいずれかを90分以上実施：上限100,000円/年 ①～③の複数をあわせて90分以上実施：上限100,000円/年 ①～③の複数をそれぞれ90分以上実施：上限200,000円/年 ※③のみは不可
補助要件 (主なもの)	- 対象となる活動を同一場所で月1回以上実施すること。複数事業として補助を受ける場合、それぞれ月1回以上実施すること。 - 構成員3名以上の団体で、構成員の名簿及び定款等の規約など組織運営に関する明文の定めを有していること。 - 子どもの参加人数が補助対象期間を通じて開催1月あたり平均10名以上いること。ただし、子どもの参加人数が10名以上である月が補助対象期間中半数以上あること。(月2回以上実施の場合は、1月で最も人数の多い回を対象とします。) - 本市の委託事業や補助事業でないこと。
対象経費	- 食材費、衛生用品、弁当用容器、参考書、文房具、その他事業実施にあたり必要な消耗品(子ども食堂等とそれ以外の用途で按分が必要な経費を除く) - 郵送料、各種保険料 ・チラシ印刷代、検便経費 ・会場賃借料 ※他の助成・補助事業として採択された経費は補助対象から除く。
対象期間	令和8年4月1日(水)～令和9年2月28日(日)
申請期間	令和8年4月1日(水)～令和8年9月30日(水)
実績報告	令和8年10月1日(木)以降(子ども食堂等の6か月以上の継続実施、かつ補助対象経費が上限額を超えた時点より、随時受付を行います。) ※提出期限は令和8年3月8日(月)【必着】
申請方法 (提出先)	名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進部に郵送又はメールにて必要書類を提出 〒462-8558 名古屋市北区清水四丁目17番1号 名古屋市総合社会福祉会館5階 電話：052-911-3193 F A X：052-917-0702 メール：chiiki3193@nagoya-shakyo.or.jp
お問合せ先	名古屋市子ども青少年局子ども未来企画課 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 電話：052-972-4393 F A X：052-972-4204 メール：a3199@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp

※詳しい補助要件・申請方法等については、市公式ウェブサイトをご覧ください。申請様式、申請の手引きをダウンロードいただけます。

令和8年度名古屋市子ども食堂等運営補助金



URL：<https://www.city.nagoya.jp/kodomo/kosodate/1009023/1009108/1009112.html>